

平成18年2月9日

社会保障審議会障害者部会
部会長 京極 高宣 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会 長 伊藤 勇一

障害者自立支援法に対する意見

1. 新制度の指定基準・報酬設定について

新制度の指定基準・報酬設定にあたっては、現行サービス水準が決して低下することのないようにすること。

特に、「サービス提供職員」の配置は、重度障害者や濃厚な医的ケアを必要とする者へのサービス提供を行うために適切なものとし、それが可能となる報酬水準とすること。

また、「障害者基本計画」の中で「入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の小規模化・個室化を図る」ことが明記されていることをふまえ、小規模な施設でも運営可能な報酬設定とすること。

2. 入院・外泊に係る報酬算定について

入院・外泊に係る報酬算定については、住まいの場である入所施設の特徴をふまえ、現行水準を確保すること。

3. 新制度への部分移行について

新制度への移行にあたっては、デイサービス事業も含めた新事業への円滑な移行を図るために施設の部分移行を認めること。